

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

京都府における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言について、令和 3 年 6 月 20 日（日）の期限をもって解除され、まん延防止等重点措置の適用が、6 月 21 日（月）から 7 月 11 日（日）までを期限として決定されました。

ついては、6 月 21 日（月）以降の学校教育活動について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学について

各学校の通学実態を踏まえ、引き続き時差登校等、通学時の密を避ける対策を行うこととするが、授業時間を短縮して対策を講じている学校は、地域の感染状況や通学状況、学習指導計画の実施状況等に応じて、正規の授業時間に戻すことも可能とする。

2 学校教育活動の制限の段階的緩和について

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021. 4. 28Ver. 6（2021. 5. 28一部修正））」（以下「衛生管理マニュアル」という。）P54）は、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

なお、保健体育においては、原則児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は避けることとするが、地域の感染状況等に応じて実施することも可能とする。

(2) 宿泊を伴う教育活動

令和 3 年 6 月 21 日（月）から 7 月 2 日（金）の期間については、引き続き宿泊を伴う教育活動については実施しないこととする。

ただし、7 月 3 日（土）からは宿泊を伴う教育活動を可とする。

なお、実施に当たっては、次の事項に十分留意すること。（「宿泊を伴う教育活動

の実施における制限緩和について」(令和2年9月28日付け高校教育課長、保健体育課長、特別支援教育課長事務連絡)に同じ。)

ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第4版)」(一般社団法人日本旅行業協会)等を参考にすること。

ウ 出発前から健康観察(体温・体調の確認)を徹底し、発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。

エ 活動期間中、毎日の検温と教員による体調管理等、健康観察を徹底すること。

オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。

カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。

また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。

### (3) 部活動

#### ア 制限等

下表のとおり、部活動に係る制限を段階的に緩和する。

なお、活動に当たっては、「府立学校の部活動における感染防止対策について」(令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)(以下「部活動通知」という。)による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、リスクの低い活動から徐々に実施すること。

|       | 6月21日(月)～          | 7月3日(土)～                | 7月12日(月)～     |
|-------|--------------------|-------------------------|---------------|
| 参加者   | 自校生徒のみ<br>(※1)     | 自校を含め府内の<br>2校程度(※2)    | 制限しない<br>(※3) |
| 活動場所  | 校内に限る<br>(※4)      | 近隣通学圏から段階的に府内全域<br>(※5) | 府外での活動可       |
| 活動時間  | 京都府部活動指導指針を遵守して実施  |                         |               |
| 他府県交流 | 禁止                 |                         | 交流可           |
| 宿泊    | 禁止(※6)             | 府内に限り可                  | 府外でも可         |
| 大会参加  | 公式大会は制限しない<br>(※7) |                         | 制限しない         |

※1 指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

※2 参加者数は100名以下から始め、密集を回避した上で段階的に増やすこと。

※3 参加者数に制限は設けないが、不特定多数の集合ではなく、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。

※4 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※5 活動拠点が府内になく、府外施設のみの場合は、当該施設を府内とみなす。  
ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※6 公式大会の参加に当たり、競技開始時刻等を考慮して必要となる場合は、  
宿泊施設の感染予防対策等を確認の上、宿泊を認める。ただし、対象とする  
生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。

※7 高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等

#### イ 留意事項等

(ア) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先  
や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十  
分に確認した上で適切に判断すること。

(イ) 大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催  
者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防  
止対策等の遵守を徹底すること。

(ウ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り  
返し指導すること。

(エ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがな  
いよう特に配慮すること。

(オ) 自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。

(カ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場  
所を割り振る工夫を徹底すること。

(キ) 特に、部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守  
させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分  
散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)

(ク) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用する  
とともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感  
染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

(ケ) 各種発表会等を開催するに当たっては、マスクの着用及び風邪のような症状の  
ある方が参加しないよう呼びかけ、参加者の連絡先の把握や時間の短縮を図ると  
ともに、収容人数等施設管理者のガイドライン等に即した感染防止対策等の遵守  
を徹底すること。

#### (4) その他の活動について

ア 校外での教育活動（校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、  
発表会など）は、移動時も含めて感染リスクが極めて低いと判断できる場合に、7  
月3日（土）から実施を可とする。ただし、指導と評価の計画上、7月2日（金）  
までの期間以外での実施が不可能な活動については、担当課に相談すること。

イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめ  
な換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。

ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動（発表会、公開授業、PTA行事、  
学校説明会など）は、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十  
分に講じた上で実施すること。

エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマ  
スクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

オ 他校生との交流については、7月3日（土）から可とするが、7月11日（日）ま  
では、京都府内の児童生徒に限るものとする。

### 3 感染防止対策の徹底等について

#### (1) 感染症対策の徹底

ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、今後熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。

ウ 休日においても、不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染症拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。

エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

#### (2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

#### (3) オンラインの活用

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めること。

### 4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。

(2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

### 5 教職員の勤務等について

#### (1) 教職員の時差出勤について

緊急事態宣言終了後も事業者等に対し出勤者数の削減などテレワークの徹底等が要請されているが、府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

#### (2) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている外出の自粛等について、教職員に徹底するとともに、夜間に勤務する定時制・通信制の教職員を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取

り組むこと。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

**(3) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について**

所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

**【体調の確認や報告の徹底】**

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

**6 その他**

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年6月15日付け3教保第600号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間再延長を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年5月28日付け3教総第339号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部修正について」（令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部追記について」（令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間延長を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年5月7日付け3教総第288号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月23日付け3教総第264号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月16日付け3教総第252号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年4月9日付け3教総第227号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年1月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

|    |                            |              |
|----|----------------------------|--------------|
| 担当 | 総務企画課（本通知及びその他の事項）         | 075-414-5751 |
|    | 教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）       | 075-414-5813 |
|    | 学校教育課（小中学校に関すること）          | 075-414-5831 |
|    | 特別支援教育課（特別支援学校に関すること）      | 075-414-5834 |
|    | 高校教育課（高等学校に関すること）          | 075-414-5846 |
|    | 保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること） | 075-414-5861 |
|    | 社会教育課（PTAに関すること）           | 075-414-5882 |

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

京都府における新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の適用が、令和 3 年 7 月 11 日（日）の期限をもって終了することが決定されました。

府内の感染者数については、一時期からは減少しているものの、下げ止まりから微増傾向にあり、また感染力の強い変異株の影響を考えると依然として予断を許さない状況にあることから、感染の再拡大を抑制するため、京都府においては、飲食店等に対して営業時間短縮が引き続き要請されることとなりました。

については、こうした状況を踏まえ、気を緩めることなく、引き続き適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、学校教育活動を行うこととしますので、7 月 12 日（月）以降、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学について

各学校の通学実態を踏まえ、引き続き通学時の密を避ける対策を行うこと。

2 学校教育活動の制限の段階的緩和について

(1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021. 4. 28Ver. 6（2021. 5. 28一部修正））」（以下「衛生管理マニュアル」という。）P54）は、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

なお、保健体育においては、原則児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動についても可能なものは避けることとするが、地域の感染状況等に応じて換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行い実施することも可能とする。

## (2) 宿泊を伴う教育活動

宿泊を伴う教育活動については、次の事項に十分留意して実施すること。（「宿泊を伴う教育活動の実施における制限緩和について」（令和2年9月28日付け高校教育課長、保健体育課長、特別支援教育課長事務連絡）に同じ。）

- ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。
- イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。
- ウ 出発前から健康観察（体温・体調の確認）を徹底し、発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。
- エ 活動期間中、毎日の検温と教員による体調管理等、健康観察を徹底すること。
- オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。
- カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。

また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。

## (3) 部活動

### ア 部活動における制限等

- (ア) 参加者 制限しない。
- (イ) 活動場所 府外の活動可  
ただし、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。
- (ウ) 活動時間 部活動指導指針のとおり。
- (エ) 他府県交流 交流可  
ただし、交流先と事前に連絡を密に取り、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (オ) 宿泊 府外でも可  
ただし、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮すること。
- (カ) 大会参加 制限しない。
- (キ) その他 大会参加を除く活動において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置実施地域との往来は控えること。

### イ 留意事項等

- (ア) 令和3年6月25日付け事務連絡「府立学校の部活動における感染防止対策について」で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (イ) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認した上で適切に判断すること。
- (ウ) 大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防

止対策等の遵守を徹底すること。

- (エ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (オ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (カ) 自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (キ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (ク) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)
- (ケ) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

#### (4) その他の活動について

- ア 校外での教育活動(校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など)は、移動時も含めて感染リスクが極めて低いと判断できる場合に、実施を可とする。
- イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動(発表会、公開授業、PTA行事、学校説明会など)や校内外での他校生との交流は、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じた上で実施すること。
- エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。
- オ 文化祭や体育祭等の準備・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、実施内容や方法、実施する場所や時間等について、十分配慮すること。例えば、生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動を回避することや、小グループでの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会を限定することなどが考えられる。

### 3 感染防止対策の徹底等について

#### (1) 感染症対策の徹底

- ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するように指導すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。
- イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。
- ウ 休日及び夏季休業中においても、不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染症拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。
- エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明

し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

オ 夏季休業中に補習や部活動、クラス活動等で登校する際も、基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の意識を持って行動するよう指導すること。

## (2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日及び夏季休業中に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。特に、本年度入学生への連絡手段について、改めて確認しておくこと。

## (3) オンラインの活用

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めること。

# 4 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

# 5 教職員の勤務等について

## (1) 教職員に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

府の大規模接種会場等で実施している教職員に対するワクチン接種も含め、希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

なお、ワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きないように留意すること。

## (2) 教職員の時差出勤について

府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

## (3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている往来の自粛について、教職員に徹底すること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

## (4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

### 【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

## 6 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

### ※関係通知文

- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年6月18日付け3教総第385号教育長通知）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年6月24日付け3教保第620号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部修正について」（令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」の一部追記について」（令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

|    |                            |              |
|----|----------------------------|--------------|
| 担当 | 総務企画課（本通知及びその他の事項）         | 075-414-5751 |
|    | 教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）       | 075-414-5813 |
|    | 学校教育課（小中学校に関すること）          | 075-414-5831 |
|    | 特別支援教育課（特別支援学校に関すること）      | 075-414-5834 |
|    | 高校教育課（高等学校に関すること）          | 075-414-5846 |
|    | 保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること） | 075-414-5861 |
|    | 社会教育課（PTAに関すること）           | 075-414-5882 |
|    |                            |              |

